

土地建物活用に関する意向調査結果がまとまる！

■ 回収率は96%!!

6月に実施した「宗佐地区土地建物活用に関する意向調査」結果がまとめましたので、ご報告いたします。地区外を含めて、276人の方に調査をお願いし、265人の方から回答いただきました。回収率は96%という、非常に高いもので、さすが宗佐の団結力と誇らしく思っています。

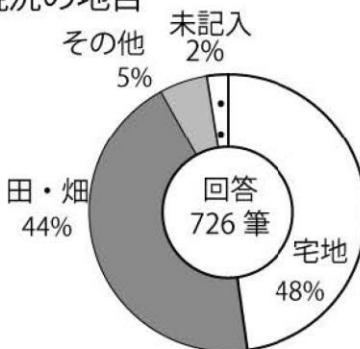
ご協力、ありがとうございました。

各質問ごとの結果は、右のグラフの通りです。

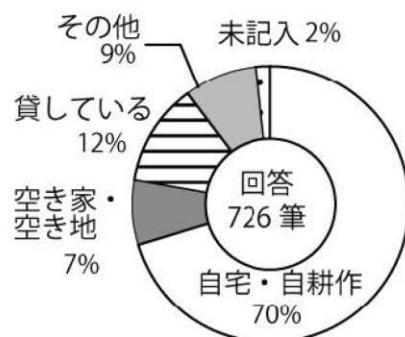
①配布・回収状況



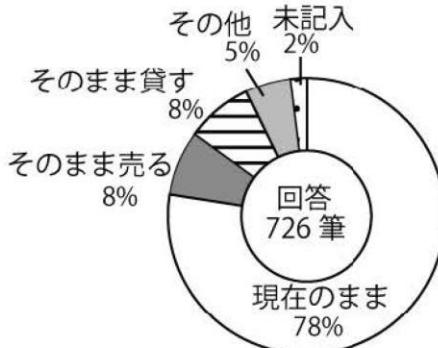
②現況の地目



③現在の利用状況



④将来の利用意向(10年程度先まで)



■ 5/23、7/25 まちづくり協議会開催

今年度のまちづくり協議会は、第1回が5/23（金）意向調査の内容や配布回収方法などを協議し、第2回・7/25（金）には、その集計結果等が報告されました。

いずれも、多数の役員さんに出席いただき、活発な意見交換が行われました。



連絡先：宗佐地区まちづくり協議会 () ☎

田園まちづくり制度の「特別指定区域」について

まちづくり協議会では、「宗佐地区土地建物活用に関する意向調査」結果を受けて、いよいよ、「特別指定区域」（案）を決める作業に入っています。

そのため、意向調査のなかで、所有されている土地を「そのまま売りたい」「そのまま貸したい」等と答えた方に、「新規居住者の住宅区域」の指定を希望するかどうかを、再度お聞きしています。

田園まちづくり制度の「集落区域」の「地縁者の住宅区域」に指定することで、これまでの制限が緩和され、地縁者（主に小学校区の方）に土地を売買して、住宅を建てることができるようになります。

さらに、「新規居住者の住宅区域」に指定すると、地縁者に限らずどなたでも住宅を建てることができるようになりますが、「新規居住者の住宅区域」に指定するには、以下の要件を満たすことが必要となっています。

「新規居住者の住宅区域」に指定するには

- 集落区域以外では特別指定区域に指定できません。
- 土地が建築基準法上の道路に接している必要があります。
- 指定については、戸数に限りがあります。
- 「指定後、すみやかに売買するあるいは住宅を建築する意志」のあることが必要です。
- そのため、指定するには土地の権利者全員の同意書の提出が必要になります。

※特別指定区域の指定には以上のような要件があるため、意向に添えない場合があります。

※今回指定しない場合でも、上記の要件を満たすことにより、次年度以降指定することができます。（ただし、まちづくり協議会総会において決定し、市へ届け出る必要があります。）

「特別指定区域」指定に向けて

以下のような流れで、地区まちづくり計画（案）および特別指定区域（案）の承認を受け、市に申し出します。

意向調査結果などをもとに



地区まちづくり計画
(案)を作成
特別指定区域(案)
を作成

9月頃

縦覧

11月頃

宗佐地区
まちづくり協議会
総会で案の承認

市に
申し出等

市の手続き開始

開発審査会の
意見聴取
都市計画審議会の
意見聴取

3月頃

公告・縦覧

8/29（金）・第3回
まちづくり協議会